

相続登記の免税措置について

(平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間)

神戸地方法務局不動産登記部門

1 亡くなった方を登記名義人(既に亡くなった方を所有者として登記する場合)とする場合 (租税特別措置法第84条の2の3第1項関係)

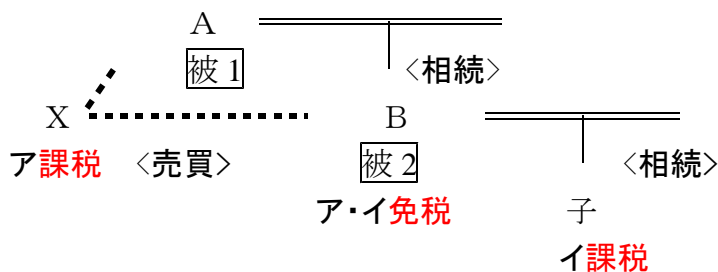
個人が相続により土地の所有権を取得した場合、その個人が相続による当該土地の所有権の移転の登記を受ける前に死亡した時は、その個人を登記名義人とするために受ける移転登記の登録免許税が免除されます。

【例】

相続により土地の所有権を取得した方が、当該土地の所有権の移転登記を受けないまま、他の方への売買などにより売り渡した後で亡くなった場合

ア 当該土地が相続人Bが生存している間に相続人Bから第三者(X)に売買等がされていたとしても、**Bの相続登記は免税です**(Xが受ける登記は課税対象です。)

イ なお、当該土地の所有権が相続人Bからその相続人(例えばBの子など)に更に移転していても**Bの相続登記は免税となります**。



2 その他の場合

(租税特別措置法第84条の2の3第2項関係)

個人が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行の日から、平成33年3月31日までの間、市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地について相続による所有権の移転の登記を受ける場合において、当該移転登記の時ににおける当該土地の価額が10万円以下であるときは、当該移転登記に対する登録免許税が免除されます。

※ 免税措置の適用を受けるためには、その根拠となる法令の条項を登記の申請情報に記載する必要があります(記載がないまま登記が完了した場合は、免税措置は受けられません)。登記の申請情報の記載等については職員にお尋ねください。